

## 栽培漁業地域支援対策事業費補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 27 日第 200500132915 号  
鳥 取 県 農 林 水 産 部 長 通 知

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。)第 4 条の規定に基づき、栽培漁業地域支援対策事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第 2 条 本補助金は、水産資源の増大を図るため、漁協、市町村、漁協・市町村等で構成する団体が行うヒラメ等の種苗放流事業や、漁協、養殖業者等が行うヒラメ等の養殖事業を支援することで栽培漁業の自立化を推進し、もって水産物の安定供給、地域振興に資することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる事業(以下「対象事業」という。)について、同表の第 2 欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 別表の第 2 欄に掲げる者。
- (2) 別表の第 3 欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業(以下「間接補助事業」という。)について、本補助金の額以上の間接補助金を交付する市町村。

2 本補助金の額は、対象事業に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第 4 欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とする。

### (交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始予定の 20 日前までに行わなければならない。

- 2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第 5 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して 20 日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第 3 号によるものとする。
- 3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (間接交付の条件)

第 6 条 本補助金の交付を受ける市町村(以下「補助事業者」という。)は、第 3 条第 1 項第 2 号に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、

それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第11条、第12条(第4項を除く)、第13条から第15条まで、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第4号による	補助事業者が定める
	様式第5号による	
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する場合以外のすべての場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 補助事業者が行なう補助事業に係る別表の第5欄に定める変更

(2) 間接補助金の減額

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 間接補助事業に係る別表の第5欄に定める変更

(2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止から30日が経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

(3) 前2号に該当しない場合にあつては、当該年度が終了した翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第12条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅延なく間接補助事業者に支払わなくてはならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年3月30日から施行し、平成19年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は平成20年3月31日から施行し、平成20年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行し、平成22年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は平成23年3月25日から施行し、平成23年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は平成25年3月27日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は平成26年3月12日から施行し、平成26年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は平成27年4月3日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は平成28年3月31日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は平成29年3月27日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は平成30年3月27日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

別表（第3条、第8条、第9条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 間接補助 事業者	4 補助率		5 重要な変更
			対象種苗	補助率	
公益財団法人鳥 取県栽培漁業協会 が販売する以下の 放流用、養殖用種 苗の購入経費に対 する助成					1 補助対象経費の 20%を超える減 に係るもの 2 補助対象経費の 増額に係るもの
放 流 種	ヒラメ種苗、キジ ハタ種苗	漁協・市町村 等で構成する 団体	ヒラメ種苗	3/4 以内	
		市町村			
	漁協				
養 殖 種	アワビ種苗、キジ ハタ種苗、ヒラメ 種苗、マサバ種苗、 イワガキ種苗 但し、マサバ種苗 については陸上養 殖に用いる種苗に 限る	新規実施者 (漁協、養殖 業者、起業な む者)	対象事業実施の 初年度から3年 度目まで	3/4 以内	
			対象事業実施後 4年度目から5 年度目まで	1/2 以内	
		既存実施者 (同上)	平成31年度ま で	1/2 以内	

※既存実施者とは、平成26年度までに本補助金の交付決定を受けたことがある者をいう。

様式第1号（第4条、第11条関係）

平成 年度栽培漁業地域支援対策事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業主体

3 事業内容

（単位：円）

区 分	対象種苗	内容（購入数量・単価）	事業費	負 担 区 分		
				県	市町村	その他
放流用種苗						
養殖種苗						
計						

4 事業完了（予定）年月日

平成 年 月 日

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

6 消費税の取扱い（一般課税業者・簡易課税業者・免税事業者）

※消費税の取扱いについて、「一般課税業者」「簡易課税業者」「免税事業者」のいずれかに○をしてください。

7 添付書類

(1) 公益財団法人鳥取県栽培漁業協会から種苗を購入したことを証する書類

(2) 放流場所もしくは養殖実施場所位置図

様式第2号（第4条、第11条関係）

平成 年度栽培漁業地域支援対策事業収支予算書（又は決算書）

1 収 入

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	備 考
県 補 助 金			
市 町 村 費			
そ の 他			
計			

（注）備考欄には、財源内訳を記入すること。

2 支 出

（単位：円）

区 分		本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	備 考
栽培漁業地域支援対策事業				
間接補 助事業	栽培漁業地域支援対策事業			
合 計				

番 号  
年 月 日

様

鳥取県知事

平成 年度栽培漁業地域支援対策事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった栽培漁業地域支援対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 間接補助事業

本補助金の補助事業（又は間接補助事業）の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業（又は間接補助事業）の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |          |   |   |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費（又は間接補助対象経費）の実績額について、栽培漁業地域支援対策事業費補助金交付要綱（平成18年3月27日付第200500132915号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

様

職氏名

印

平成 年度栽培漁業地域支援対策事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付第 号により交付決定通知があった平成 年度栽培漁業地域支援対策事業費補助金について栽培漁業地域支援対策事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金交付規則第18条に基づく確定額（平成 年 月 日付第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額  
金 円
- 4 要補助金返還相当額（3－2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額  
金 円

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。